

困ったな、  
おかしいなと  
感じたら…

# 廿日市市 消費生活センター

までお気軽にご連絡ください!!

消費生活センターでは、消費生活に関する専門的な知識と経験を持つ相談員が、面談又は電話により相談に応じ、問題解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っています。また、専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

例えばこんなトラブルで困っていませんか？



## 振り込め詐欺

突然、家族や警察官などを名乗る人物から「トラブルに巻き込まれた」とウソの電話がかかり、そのトラブルを解決するためと言って、言葉巧みに金銭を要求します。



## 投資商法

「確実にもうかる」と利益を強調し、未公開株、社債等の購入を勧誘してきます。役割を分担して、複数人で勧誘してくる劇場型の手口や、以前の被害回復をうたい、新たな投資を勧誘する二次被害も起きています。



## ワンクリック請求

パソコンや携帯電話のアダルトサイトや出会い系サイトなどで、クリックしただけで入会登録が完了したとして、高額な料金を請求してきます。

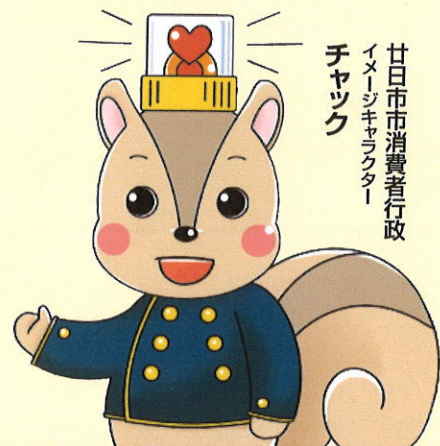
知らないことは当たり前、  
疑問に思った時は  
**まず相談を**

## 貴金属の「押し買い」

「不要な貴金属や宝石などを買い取る」と、自宅に訪問してきて強引に安価で買い取っていきます。一度渡したものを返してもらうのは非常に困難です。法律の改正でクーリング・オフができるようになりました。  
(平成25年2月21日以降)

## 点検商法

「無料点検サービス中です。」などと言って家に上がりこみ、屋根や床下などを点検し、「このままでは危険です」と不安をおおるような説明をして高額な契約をさせます。



廿日市市消費者行政  
イメージキャラクター  
チャック

困った時、わからない時、ちょっと聞いてみたい時…

そんな時は一人で悩まず

# 廿日市市消費生活センターまで お気軽にご相談ください!

## 廿日市市民の相談窓口

### 廿日市市消費生活センター

廿日市市役所1階(廿日市市下平良一丁目11番1号)

☎ (0829) 31-1841

●相談受付時間

月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

9時～16時(12時～13時を除く)



土・日・祝日も相談できる窓口 ※こちらの電話番号は、ご相談いただいた時にお答えできる窓口ご案内します。

★消費者ホットライン ☎ <sup>い</sup><sup>や</sup><sup>や</sup>188 (10時～16時)

## トラブルに遭遇しないために

勧誘をきっぱり断る「3つのことば」

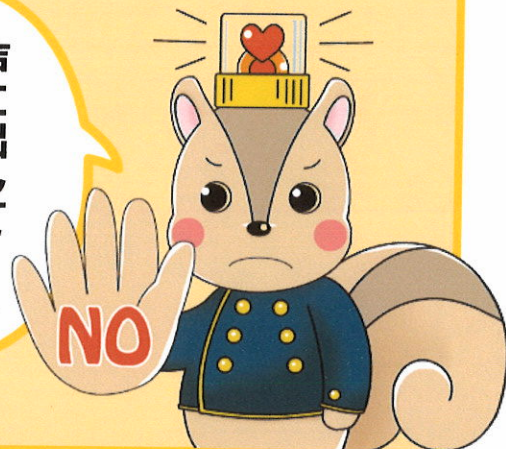
「いりません!」

「お断りします!」

「お帰りください!」

(電話しないでください)

声に出して  
練習してみよう



▼▼ 線で切り取り、見えるところに貼ってください。▼▼

### 消費生活出前トークの案内

(無料/事前申込みが必要)

悪質商法の手口や対処法、日頃の疑問などについて、講師を派遣し、わかりやすくお話しします。

※開催希望日の約1ヶ月前までに、お申込みください。

詳しくは、廿日市市消費生活センターまでお問い合わせください。

### 身近な消費生活相談窓口

廿日市市消費生活センター

場所/廿日市市役所1階

☎ (0829) 31-1841

●相談受付時間

月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

9時～16時(12時～13時を除く)